

つくば市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記によりつくば市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、つくば市からの要請により、本会の県南支部（支部長 稲葉 稔）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

記

- 1 支援協力に関する協定相手方： つくば市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成27年7月31日
- 3 協定締結の状況

つくば市役所において、市原健一つくば市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

つくば市側 市原健一市長、細田市郎副市長、鈴木傳司生活環境部長
飯塚栄生活環境部次長、田口一彦危機管理課長

本会側 國井豊会長、渡邊律三副会長、稲葉稔県南支部長
兩貝洋子、古賀康夫 各副支部長、星田弘司顧問



平成27年8月20日（木）茨城新聞

4 災害協定の主な内容

本会は、つくば市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②つくば市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のためにつくば市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を経由して行う。

5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）



市原市長を囲んで星田顧問、支部役員と



厳粛な締結式！

災害時における支援協力に関する協定書

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定期満了の意思表示をしないう限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取り扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月31日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市
つくば市長



市原健一

乙 茨城県水戸市笠原町978番地25 茨城県開発公社ビル5階
茨城県行政書士会
会長



岡井 豊

つくば市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、つくば市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

(協力の要請)

第2条 甲が、災害時につくば市民者対策本部を設置し、かつ、つくば市内に災害救助法が運用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請の手続き等)

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

4 前各号の手続き及び連絡調整については、原則として乙の黒南支部を經由して行う。

(費用の負担)

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。